

初瀬井路 三つの水路（みずみち）

安部 茂

幾久し吉明（よしあけ）られき初瀬川 流れをうけて 民も栄へん

ひねのおりべのしょうよしあきら
（日根野織部正吉明）

目次

- 一 はじめに
- 二 国井手の開鑿（荏隈井手）
大友義統公
- 三 初瀬川（阿南庄新井手）の開鑿
日根野織部正吉明公
- 四 向ノ原新井手（補又は助水線）
の開鑿 松平昭重公
- 五 お初伝承と持ち土手
- 六 近世・現在の初瀬井路
- 七 初代管理者、滝吉弘と南一郎平
- 八 あとがき
- 九 参考資料

一 はじめに

初瀬井路は時の領主により開削さ



大友宗麟公



日根野織部正吉明公



松平忠昭公

れた県内でも古い歴史を持つ代表的な井路（井手ともいう）。井路は大分県固有な名称です。一般的には疎水（地を切り開いた水路）と言う。

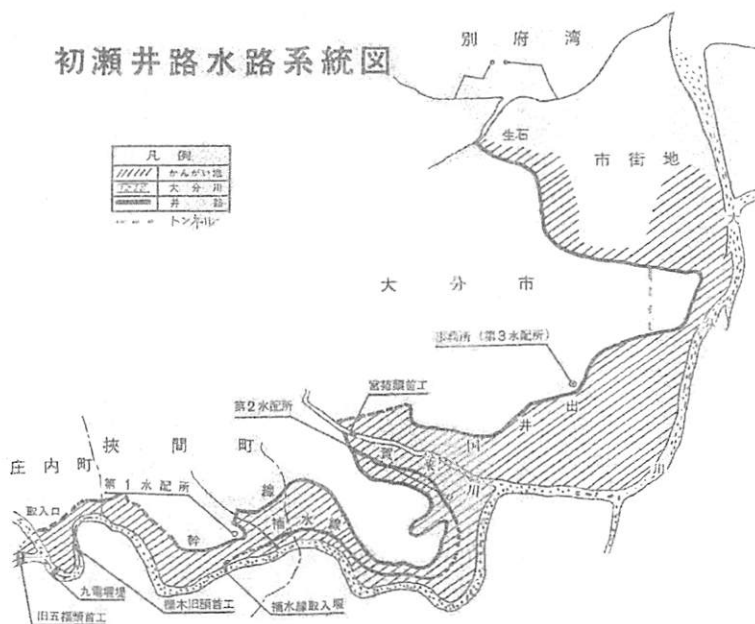
本初瀬井路の名称は明治八年四月八日付で「井路改称取締方の儀につき願書」第三大区三小区副戸長町田寛平他四名、大分県令、森下景端（かげなお）閣下（初代県令）

第一条、今般初瀬宮苑両井路合併、一条として初瀬井路と惣称し、水源より流末まで、水掛反別に水利を平等にし、春修繕は勿論、急破の節も、同一に看護し、一条の名儀不背様、是

一に賦課し毫も私なきを要す。

是により、初瀬井路の名称が冠せられた。表題にある三つの水路、即ち国井手、初瀬川、補水線、爾来あったこの三つの水路を一線と

初瀬井路水路系統図



して通水せしめて初瀬井路と呼ぶ。中世における治水、水利事業が領主領民共に新田開発に抛る「一粒一石」の水田稲作の増産が石高制度の幕藩社会を支えてきた。水路は領主経済の要として機能した。米本位制経済は戦後の食糧増産政策時代迄続いていたようであり用水権、用水慣行が厳しく集落の水社会を成立させていった。水路は生存における食の根源を培い、そして養う。

井路を開削し維持管理に努め励んできた幾多の先人たちに感謝報恩の気持ちを持つべきであろう。

二 国井手（古井手、荏隈井手）の開鑿

いわゆる元龜天正の頃、織豊時代の時期、大分地域は国府がおかれた所であった。豊後国史によると国領笠和郷（大分市中央部）田一七〇町歩 阿南庄 八〇町歩 由原八幡社領 賀来庄 田二三〇町歩 永興寺領 田一三町八反 国分寺領 田一〇町歩 合計五〇三町歩とある。

然し、多くの水田は溜め池、自然の小川よりの流れ込みに依るもので常に旱害水害に見舞われ収穫量も少なかった。豊前豊後の守護職として源頼朝の庶子大友能直が任官以来二十二代、三九八年に亘る。九州のうち、戦国時代には肥前肥後筑前筑後豊前豊後六カ国の守護として覇を唱えた名門である。大友家二十二代義統に大分川左岸は、河岸段丘を形成しており度々の日照り旱害に困った領民は天正六年で耳川の戦いで三〇〇〇人もの大友軍の死屍累々たる大敗北を島津軍に喫するが、豊薩戦争で人手不足の上に翌年の天正七年は

旱天が続き水不足で深刻であった。府内地域は畑地が多く畑地は開墾の間間がかからず陸稲（りくとう）が栽培できたが水稲のほうが三倍収穫できたので領民は水稲を作りたがる様になる。天正十年より水路開削に着手する。「雉城雜誌」「豊府記聞」のなかにこの事案に関する次の記録がある。

天正十年二月朔日、賀来莊・荏隈々・笠和々ノ名主等相議メ、賀来莊東院川ヨリ笠和々々ニ大井出ヲ掘ンテヲ鑿フ。国主許命アリテ同十一年閏正月七日、佐藤參河守、上邑ニ永留帶刀允・國分兵部少輔ヲメ、國分ニ監セシム。翌年閏三月功成。俗ニ國井ト云。聞者按ニ此井手、東院川ヨリ永興邑、今ノ水小屋下ヲ東ニ流レ、南太平寺邑ニ達ス。当代古井手ト云モノ是也。其後、當府町直ノ後へ、領主竹中氏永興邑、今ノ水小屋ヨリ此大井出ヲ千手堂町辰ケ鼻迄穿テ依テ果サス。同町ヨリ生石邑迄、日根野氏賜封後、掘次ニ成ル也。

資料 1

荏隈郷井手之儀付而、辛勞之由肝要候、雖然末口尾之通申候、彼國第一之事候之間、前々之辻堅固被達催促、急度成就候様可被申付候、至田吹与三左衛門尉茂、重々以状申候条被申談、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

資料 2

吉良越中入道殿
賀来兵部少輔殿

し

吉統 在判

然古大友義統、從東院川至荏隈郷井笠和郷、成井手、名國井手、雖救黎民、水口小河而、旱魃之年者、其井水不到笠和郷中、

資料 3

義統が吉統と名乗ったのが天正十六年から文禄元年であろうと推測する。荏隈郷は府内の南西方面に位置しその北側には隣接する賀

来庄北部から上野丘までの丘陵が連なる。一方南端には大分川が東流する。前述の文書は荏隈井手作事がいまだ完成していない為に工事の進捗が第一であることを述べ当初の予定通りに人夫を催促して成功させるよう督促した内容である。「彼調第一」「急度成就」を吉統がこの土木事業にかける意気込みが感じられる。前出の「雉城日誌」と「豊府文書」に、資料・聞き書きに出、按に此井手、東院川より永興邑、今の水子屋下を東に流れ、南太平寺邑に達す。当代古井手と云うも是也。其の後当府町直の後へ、領主竹中氏永興邑、今の水小屋より此大井手を千手堂町辰ヶ鼻（古国府・元町境）迄穿に依て果たさす。同町より生石邑迄、日根野氏賜封後、掘次に成る也。資料③あり。

前記文章の大意としては東院側より水口とするも取水口が小川のように狭く濁水の際には国井手の水が笠和郷迄届かず慶長六年に府内藩主となった竹中重利がこの井手を延長しようとしたが辰ヶ鼻迄しか中央部へは果たせず大友義統の開削は賀来庄と荏隈郷の二郷庄に止まった事を意味している。義統が荏隈井手と称しているように賀来庄から、荏隈郷迄を灌漑するものであったと言えるだろう。大友義統は大分川の水を支流から取水して府内近郊の生産性を向上を促したのであろう。

三 初瀬川（阿南庄新井手）の開鑿

三一① この井手を開削し我々が最も初瀬井路と呼んでいるが初瀬川と名付けたとある。「豊府聞書」に依れば次のような一文があ

る。「水洋々とし流通して東院河に入る。城主これを見て即ち「初瀬河」と名付け大いに歓喜して曰く、吾寡って蛇口、柿原井手を成し、今また此の井手を興すに、数月を経ずして速に成る。即ち石師をして観音の影像を、次で初瀬河、長宝水、永宝水に並びに城主の自名および清水氏、大山氏の名を水口の岸壁に彫り付しめ、以て井手の成るの証となす。また諸士および領内の名主等と酒を酌み、井手を賀して云く。

幾久し吉明（よしあけ）られき初瀬川 流れをうけて 民も栄へん
然して府主城へ帰る

故に、従来詠み人知らずでありとか、領民が詠んだと言われているが、府内藩主である日根野織部正吉明公の歌に他ならない。昔の殿様は歌道、茶道、香、書道や、歌舞音曲（かぶおんぎょく）等、文武両道を嗜んでいたのでしょう。

三一② 日根野家は吉明公の代にて改易となり大給（おぎゅう）松平家へと府内藩は幕末に、松平姓を慶応年間に大給姓に。

三一③ 歴史とは全てに勝者の歴史であり、前者を否定して行く事が歴史の事実である。よってこういう美談が、詠み人知らずの歌に成り、後述するが、「お初伝説」も伝承として、伝わっているがどこにも証明すべき物は無い。

三一④ 寛政十一年に下市村組では慶安三年通水以来一五〇年の間「如何成大旱に而も早損等」に遭わず、この「御仁政」に感謝して、「年々井手之明神」として祀ってきたが特に一五〇年目にあたる今年は「織部頭様之御大徳井出之御恩」に感じて一五〇年祭を催

したい旨願ひ出ている。毎年上野円寿寺に於いて命日の四月二十六日を中心として三日間大法要を営んでいる。組合員は回向袋は合せ一石にも成ると言われている。領民有志は円寿寺に立派な御廟を建て清水、大山両氏の墓もある。その法要は三六七年経たいまでも続いており偉徳の偉大さが偲ばれる。初瀬井路では井路の守護として祀った「初瀬観音堂」が水口の櫟木村に置かれた。「雉城雜誌」に寄ればこれは井路の開削に功労のあった吉明公の家臣、清水与兵衛の霊を祀ったものと伝える。なお、初瀬井路の最初原形をなした「国井手」の取水口のある賀来川に臨む宮苑村には、古くから「井手明神」と称した二尺四方の石祀があり寛政九年の頃には、角藏、藤右門二人が祀りを勤仕していた。この年、「明神社」の移転をきっかけに神楽と角力興行の催事を申請、三月二十九日、六月八日に再度願ひ出ている。もし「お初」が本当なら「井手明神」となっているであろう。吉明公の時代に「初瀬観音堂」があったが現在には巨大な櫟木ダムが出来て位置が変わったのであろうか。この時点でも初瀬の名前が見れる。

三―⑤ 日根野織部正吉明公の入封・寛永十一年 日根野織部正吉明が下野国壬生藩、石高一万二千石より府内藩二万石に増移封となる。それより以前の府内藩は大友吉統除国、文禄二年以来、小藩分立となり、早川長敏、福原直高が白杵・大分・玖珠・速見の三郡を足して十二万石となる。最大の事業は府内城の築城である。しかし秀吉がこの世を去ると直高は家康から白杵へ六万石へ減封、早川長敏が二万石で復帰入府するが、関ヶ原、慶長五年西軍に

て参軍して改易となる。竹中重利（竹中半兵衛の従弟）慶長六年豊後高田城より入封する。領知高は二万石預り地一万五千石の三万五千石、寛永十一年迄二代に亘り府内城の増修築、四層の天守閣、加藤清正の石壁師を請うて、石垣を築き、諸櫓、城下町を建設する。（町筋四十八町）本丸は東西四十六間、南北五十四間、東ノ丸に矢倉五つ、西ノ丸に四つ、多間櫓、廊下橋、本丸と二ノ丸間に内堀、その子重義は長崎奉行寛永十一年奉行職を罷免、江戸にて嫡男源三郎と共に切腹、竹中氏のあと府内藩主となったのが下野国壬生城主、日根野織部正吉明であり領知高二万石で入封する。

三―⑥ 日根野織部正吉明公の出自は大坂府泉佐野市日根野、JR阪和線日根野駅、隣駅はりんくうタウン駅がある。地名を苗字としていて、元祖は和泉の国日根庄、遠き昔、第五十代桓武天皇の後裔なり寛仁二年平朝臣永盛が鎮守府將軍に任じられている。日根造の裔のち日根を日根野に改めて、永盛の二十一代の孫、九郎佐衛門尉の時美濃へ移る。吉明公の祖父、弘就は美濃の国司、斎藤道三と織田信長、豊臣秀吉に仕えて活躍する。弘就は日根野家中興の祖である。室町幕府滅亡し織田信長は近江を平定し天下布武の道を進む。近江平松城は弘就が天正三年に入封、吉明の父、高吉共に平松城にて出生、うまれた国は近江国愛智郡押立郷平松邑です。平松城には四歳まで育つ。父高吉の時羽柴秀吉に仕えた。小田原城攻めに功ありとして信濃諏訪藩初代藩主として諏訪高島に二万七千石を与えられて「諏訪の浮城」と呼ばれた、高島城を、七年かけて築城している。文禄元年築、一九七〇年RC造復興している（松平忠輝や吉良

義周（よしちか）上野介長男が配流された城でもある。高吉は慶長五年の関ヶ原の戦いでは東軍として参陣の予定であったが本戦直前の六月二十六日急死する。享年六十一歳、跡目相続として日根野吉明が二代藩主として信濃国諏訪藩を継いで、徳川秀忠軍に於いて信濃上田真田昌幸の備えに回った。しかし、慶長六年祖父弘就が西軍に属して改易となっていた関係や若年（十四歳）との理由にて下野国壬生藩に一万五千石に減封された。慶長十九年大阪夏の陣に戦功あつて將軍家の先鋒として首七級を挙げる。吉明公二十六歳の時である。元和二年日光東照宮造営となり奉行に本多正信、藤堂高虎、副奉行三名のうちの一人となる。日光東照宮の宮大工は、甲良豊後守宗広は近江甲良庄下之郷城主、藤堂高虎も近江甲良庄在土で吉明公は近江平松城と三人とも近くの出身同志である。幕府の為に日光東照宮造営等の忠勤が認められ府内二万石へ加増移封される寛永十一年四十七歳。法に厳格であつたために領民から恐れられたと言われている。しかし、吉明公は敬神宗仏の念厚くここに主たる物を記す。

寛永十二年四十八歳 春日宮神事復興

十三年四十九歳 由原宮多宝塔造立

浜の市再興 大臣塚修補

十四年五十歳 松阪社再興 春日宮流鏑馬神事を始める

十五年五十一歳 府内城東西樓門を竣工

十六年五十二歳 由原宮放生会再興

十七年五十三歳 由原宮講堂を建立 祇園社太刀奉獻

宇佐神御許山に石塔籠寄進

宝戒寺山門再建

十八年五十四歳

由原宮と春日宮宮牒奉納

正保元年 五十七歳

若宮八幡宮祭事再興

二年五十八歳

春日宮に蓬萊山を築く 祝賀として猿樂を催す。祈念碑は現存している。長男吉明は三十一歳で没 正室は稲葉一通の娘

三年五十九歳

守田山弥助（山弥長者）を家族五名と共に、大道の堀切峠で斬首となる。

慶安元年 六十一歳

長宝水（蛇口井手）開削

二年六十二歳

永宝水（永宝井手）開削

三年六十三歳

初瀬川（阿南新井手）

明暦二年 六十九歳

没 享年六十九歳

法名 溪松院殿月峯浄比覚大居士

日根野吉明の徳川除封録には二万石で居城豊後国大分郡内、明暦二年三月二十六日病にて卒す。嗣子なきを以て封除せらる。吉明公の嫡男吉雄は正保二年死去しており死の直前に幕府に弟高当の息子吉重の長男高英を末期養子に願い出たが当時の規定では末期養子が認められるのは当主が五十歳までに限られていたため数え年七十歳の吉明公の願いは受け入れなく吉明公の死を以て大名としての日根野家は断絶、一族は旗本として存続した。徳川家廢絶録には養子の願、心得違の事あるに依り城地収らるとあり、其の令書は織部正事なかなずく実子養子之儀筋目無之者上候処家来之者令度奉訴状願之養子於跡相続守立之儀罷成問敷候旨申募傍遺跡可、とある。読み下し

て見ても幕府側の厳しい仕置きであった感がする。合掌の念を禁じ得ない。

三一⑦ 日根野織部正吉明公、愈々「初瀬川」に着手（豊府聞書）

国井手は水口が小さくして早魃の年にはその通水は笠和郷中に至らない状態であった。そこで吉明公はこの欠陥を除くため大井手の開削を企てた。慶安二年夏、大いに早す。此の時城主織部正家臣を携えて祇園社に遊び農夫の苦勞を見て曰く、春耕夏耕或は早魃の時、昼夜水を求める。甚だ心身を勞す。われ嘗てこれを憐憫す。故に我今、蛇口、柿原井手を成し民人の苦勞を救う。其の井手成るが故に、新田を興し其の貧乏を補う、（以下略）故に我今挾間より新に井手を成し東院川に入れ古井手の流れを倍にし府内・勢家・駄原・生石の民人の辛苦を救わんと欲す。長臣等大いに是を称す。是により城主、下土清水与兵衛、大山助佐衛門を召し新井手の慮を示す。府城に帰り謹んで曰く、水口、挾間より東院河に至る。一三〇余町、井手成らば、即ち其の水東院河に到り、両水合して急流を成し、その流水速に笠和郷中および生石名に充滿する事、疑うべからず。且つ水口より東院村に及び新田多く興らんと城主、これを聞き大いに喜び、即ち領内の民人十五歳以上六十歳以下、明春挾間井手を成さんと。慶安三年春正月上旬、清水与兵衛、大山助佐衛門、城主吉明の命を受け挾間に到り府の領内名主に諸人を招くを命ず、是において民衆挾間に聚る。同月十三卯日清水、大山両氏、諸民をして新井手の事を興す。此の時に到り郡民各々励み力を強めて山を鑿り谷を壘（しろつち）し、或は巖壁を掘りぬき、水を流通し其の大功をあ

げて計うべからず、城主縷々、彼の地に到り庶民の大功を勞うて府城へ帰る。同年二月二十八日新井手の功遍く成る。此に到りて水洋々と流通して曰く、吾蛇口、柿原井手を成し、今またこの井手を興すに数月を歴ずして速やかに成る。即ち石師をして観音の影像を。次で「初瀬河」長宝水、永宝水並びに城主の自名及び清水氏、大山氏の名を岸壁に彫り付けしめ以て井手の成るのを証となす。また諸士及び領内の名主等と酒を汲み、井手を賀して曰く

幾久し吉明（よしあけ）られき初瀬川 流れをうけて 民も榮へん
然して府主城へ帰る。因て諸民旧里へ還る。清水、大山両氏、府城に入り城主に謁す。時に吉明これを勞い、其の町間及び人夫の数を問う。清水答えて曰く、水口観音より東院川に至る、一百三十九町五十五間余、夫員合わせて九三二〇二人なり、正月十三日井手の事始め、二月二十八日その功終る。日数合わせて四十六日に成るなりと。城主清水、大山両氏および諸民の大功を感ず。黎民また府主の仁徳を称す。

清水与兵衛の後裔たる別府市中浜筋三丁目清水ハツ氏所蔵の旧記には「慶安三年寅年二月二十九日迄井出出来東院川迄一三九町五十六間半、人夫九三三〇二人、日数四十六日二出来。奉行清水与兵衛、助役、大山助佐衛門とある。」また同家の系図によると与兵衛は山津村大庄屋清水五郎佐衛門住照の二男でいみ名を名を住友と言ひ、知行一〇〇石、長宝水の工事にも従事したとある。その子孫は笠和町に住していたがハツ氏の父喜三郎の時に別府へ移ったのである。なお同家には隣村と交換した次の文書がある。

阿南庄新井出御物之章

一 爲新井手料、毎年種子壹枚ツ、相定申候事。
 一 井手床（成申分、田島村地の積込合取町四反、石代ニシテ高取拾四石、此物成毎歳米貳拾石宛、永代御百姓御の作備、積込物共ニ、八ツ三分ニ相定申候間、其時の守護人ニ、御年貢升ニテ納所可仕候事。此外、山野井手米積込九反貳畝、是は永代御年貢積込之章。
 一 井手御領仕候は、此方より直シ可申、御領分田地、井手水ニテ水田仕候所出来候は、其年の立毛へ不及申ニ、田地の領じ申所、直シ可申候。但共田主、井樋口録念ニ仕損じ申候は、各別の儀ニ候事。
 一 御領分古田島村地ニ、水廻り申候所は、此方領分なまに、井手奉行の各邊園次第ニ、水廻り可仕候事。
 一 井手土手ニ、竹水の儀へ不及申、耕作何ニても、五ニ仕付申候事。
 一 右の井手水へ、御領分池ノ上、鬼ヶ瀬、柏野、北方、此四ヶ村の内、御領申通シ申候。以來此井手の儀ニ付、少も申分仕聞候爲、爲後日五ニ貨物取替シ申所、仍如事。

慶安三年

寶四月一日

日根野御領正内

大山助左衛門 在判
 清水兵衛 在判
 下市村 在判
 上市村 在判
 久兵衛 在判

初瀬観音寺御領内

林八郎左衛門殿
 長野右衛門殿
 九右衛門殿
 加賀右衛門殿
 北右衛門殿
 吉殿

中ノ村 在判
 六郎左衛門 在判
 西ノ村 在判
 平左衛門 在判
 田中村 在判
 六左衛門 在判
 四ノ村 在判
 助之丞 在判
 中長村 在判
 清右衛門 在判
 南院村 在判
 久三郎 在判
 東原村 在判
 久右衛門 在判

なお清水家文書に、奥兵衛は四年三月二十六日、初瀬川水田出来、即日死去とある。これについて天保に成る『雑録』には、左の如く記されている。

印七年 日根野時代

資料4

初瀬観音寺 標木色
 同村田取山下、徳木川ノ畔、建中ニ一小堂アリ。其貫ハ觀音大士ナラズ。慶安中、日根野吉明、封内水田井集ノ用ニ、此川ヲ堰メ、船山ハ加メテ、本池ハ得道ヲ得テ、府城ノ西郊ニ至テハ、其田由十有餘町ニ及ブ。實ニ稀世ノ大業也。家土清水兵衛、日根野、大山助左衛門、其阿南シム。落成ノ日ニ因シテ、此川水田決リ池ニシテ、日根野氏ハ屋敷シテ采桑ス。土地高俊一ナラズ。池水ノ利得、御領池ノ如クニ池ノ日根野氏大ニ賜テ、二士ノ其儀ニ時々ラシメ、且其持テ所ノ手儲ヲ取テ取ルニ掛リ、川水ヲ池ニテ飲申シテ曰、即ち此大恩ヲ賜テ、封内養生ノ爲ニシテ、吾レ我國ニ生レ、汝汝野郎、一ニ門名ヲ取ラズ。其成功ヲ以テ吾レ爲國ニ封セラル。今十七ニシテ此事成ラズシテ、何ノ面目アリテカ國爾ノ諸侯ニ面ヲ合セ。此一舉ニ吾ガ生光ヲ蒙リ、時ニ過水案ノ如ク所々停滯セシカバ、河水氏天ヲ仰テ取テ曰、吾レ此面ヲ奉テテ、御領池ノ傍ニ私恩ナシト雖、爾土河伯、池水ヲ飲セザルカ、唯主君、封内養生安全ヲ慮ル所ニシテ、ムル大倉ヲ置候ス。吾レ上天ノ神明、臣ガ赤心ヲ傾キ玉ヘ、汝ニ水利ヲ成シ、養生ヲシテ長ク安樂ナラシメ、且ハ吾君ノ恩ヲ寄テ玉ヘト、玉返テ自候ス。ムリシカバ神佛阿ガカ、爾士ヲ賜テカランヤ。小思願ナル儀、俾給セル水、故テ一畝置候リ奈テ、土石ヲテ砂泥ヲ池ニ、池水濁タリ。免テ以、封内ノ民、ニ難ノ思ヲ除キ、取水ノ苦ミヲ省ク。今ニ至テ其徳報カ恩ヲ仰ガザラシヤ。即チ件ノ報世書ヘ、此清水氏ノ遺ヲ承リテ、佛ニ水指額ノ御アルヲ以、日根野氏ノ尊ノ輩ト謀リテ、此堂ヲ創立ス。此外、所々井田ノ開墾ト三ノアリ。此清水氏ヲ崇ム。○

しかし元祿に成る『豊府聞書』には、既記の如く清水兵衛は歸化して、吉野よりその大功を感謝されたところ、また別列の四月二日附白袴領との交換文書にも、奥兵衛の署名があるし、さらに歿日を三月二十六日としている等より見て、假令何かの事由で自裁したとしても、それは初瀬川竣工の日であつたと認め難いのである。

資料5

第一条は井手使用に関する井手料を毎年銀一枚あてに定めたこと。第二条は井路部分（井手床）になつた田畑などの年貢に関する規定である。即ち二町四反（二十四石）の年貢について毎年米二十石（定免八つ三分の規定）を白袴藩が受け取るというのである。但し、山野の井手床部分九反二畝については無年貢の地と定めた、「阿南庄新井手床に成申田地代定免覚」（宮崎家文書）には、四村の井手床畝数を含め一町一反九畝余と最も多い。また井路の通水で、鬼ヶ瀬、柏野、北方の三村は「田地に井手水過分に懸り申す」と言う様になつたが、池の上については、「井手水田地に懸り申す所少分に御座候」という状態であつた。また、池の上、鬼ヶ瀬、柏野の三村では、合計五畝の請敷。年貢負担のある敷地が井手床となり、この分について白袴藩より「府内両使に相応の代銀に相定め申すべき

由」と申し込んだが「田地石高に加え八つ三分の物成」府内藩は希望したとある。

第三条は井路の破損や出水に依る田地への損害補償を求めたもの、補償は作物と田地の両方としたがこちらの過失による場合は別とした。

第四条は井樋（いび）（水路よりの水のあて口）（差渡し〇〇寸〇〇分）床より〇〇寸〇〇分上り）（全ての井樋に権利者の人名が冠せられた書類が現存している）の設置は双方の出会い相談の上とし、また「井手水懸捨に仕り、谷へは捨て申す間敷」ことや、臼杵領の田畑で、水懸りの部分は府内領の田畑なみに、井手奉行の指図次第で、取水できる様、取水権を定めたもの。

第五条は井手土手に於ける竹木の植え込みや耕作を禁じ保護する様に規定している。なお清水家家系図には、与兵衛は三月二十六日、初瀬川水揚出来、即日死去とある。これについて天保年間に残る雉城雑誌は左の如く記されている。

三―⑧ 初瀬観音堂、櫟木村口語訳 雉城雑誌

櫟木村、田吹山下櫟木川の岸に小堂在り、真実は観音大士ならず慶安中封内、水田の用に此の川を堰き止め、峻険なる山に洞穴を穿ち、平地は溝渠を通ず、府城の西部に至っては、其屈曲十有余里程に及ぶ、実に稀世の一大業也、家土清水与兵衛、大山助佐衛門をしてその事を司しむ。落成の日に臨んで此の川の水を決り通ぜしむ。日根野氏も促駕して来臨す。土地の高低も一つならず。通水の利害、群議、潮の如く湧く。日根野氏大いに怒りて、清水、大山両氏の其

職にて、幹足らざるを責め、且つ其の時持つ所の手槍を取って、床几に据り、川水を臨んで嘆息して曰く、そもそも此大業を起すのは封内蒼生の為にして吾、戦国に生まれ攻城野戦一つも汚名を取らず、其武功を以て、忝（かたじけな）く当国に封ぜられる。今や七十歳に垂（なんな）んとして、此の事成らずんば、何の面目ありてか隣国の諸侯に面を合わせん。此の一举に、吾が生死を委ねんのみ。時に通水、案の如く所々で停滞せしかば清水氏天を仰いで嘆じて曰く、吾この職を奉じてより朝鍊夕磨粉骨碎身して一点の私意無しと雖（いえど）も竜王河伯、通水を欲せざるか、唯主君、封内の蒼生（人民）安全を慮る所にして、かかる大業を発起す。もしや上天の神明仏陀、臣が赤心をあわれみたまわば、速に水利をなし、人民をして長く安穩ならしめ、且つ主君の怒りをゆるめたまえと、言い終わりて自裁す。かかりしかば、神仏何ぞかかる英士を感応なからんや。不思議なるかな、停滞せる水、忽ち一度に怒濤、漲来て土石を穿ち砂泥を巻き、通水滔々たり、これを以て封内の民、早魘の患いを除き汲み水の苦しみを省く。今に至りて其徳沢（めぐみ、おかげ）、誰か是を仰がざらんや。即ち件の観世音は、此清水氏の霊を祀りて仏家に水相観の事あるを以て日根野氏、浮屠の輩と謀りて此堂を創立する。（中略）此外、所々井出明神と言うものあり、皆清水氏を祭る。しかし、前述の「豊府聞書」には清水与兵衛は帰城して吉明公よりその大功を感謝されたとある。前記の四月二日付けの臼杵領との交換文書「阿南庄新井出書物之事」にも清水、大山両氏の署名がある。没日を三月二十六日としている事からして、暇令か

何かの事由で自裁したとしても初瀬川竣工の日であったとは認めがたいのである。然し、どちらが本当か解りませんがけだし名文でありこの領主、作事奉行がどれほど命を賭して工事を進捗させたのであろうか。我々は感謝の気持ちをも更なるものとする事切である。

三―⑨ 初瀬川(櫟木井出)

大石家文書府内藩井手書上、宝永三年七月

本 間数 八二六八間 井手口より東院川迄(八二六八間)

人数 七九八二三人

此飯米 五九八石七斗一升六合

志た 一〇ヶ村分

間数 一〇六七七間

人数 一八八六人

此飯米 一四石一斗四升五合

作料取、大工、かじ、おが(大鋸)樵のこと

人数 二八一〇人

作料取代 銀二貫四五五匁八分

鉄、釘、かすがい、漆喰、炭、槓皮、代銀 二貫七八二

匁七分 〆銀 五貫二三八匁五分

家中(藩お抱え分)は

御手大工、おが、志やくわん、足輕、御小人 人数六七

八三人

合 人数 九一三〇二人

此 飯米 八四二石三斗三升三合

初瀬井手下

反数 一五七町二反一畝 内

古田 五〇町九反六畝二七歩 天水、井手下成

同 四〇町一畝一五歩 右より田上井手懸り

畠成田 六三町二反二畝二四歩

新起田 二町九反三畝

従つてこの文書より読み下して見た時、本とは、井手本線のことであり、水路工事本体であろう。志た、とは、一〇ヶ村の本線より井樋(いび)を作り土手より下の用水路と管理道田圃の造成いわば圃場整備も行なっていたことが伺える。

数量の集計

合人数 合計 九一三〇二人

合此飯米合計 六一二石八斗六升一合

領民施工部は

領民人数 本+志た 計八一七〇九人

領民飯米 〃 計六一二石八斗六升一合

*計算式 六一二八六一石/八一七〇九人=〇・〇〇七五〇

(七合五匁)

故に、領民は無給であり、一日玄米の支給は七合五尺であった。長宝水、永宝水等の支給飯米は七合と言われていたが七・一%多く支給していることは、作業の督励する為のものである。作業取とあるは技術集団の事であり鍛冶、タガネや石ノミを造る人達 大工

樵

計算式 五四八五七石／二八一〇人＝〇・〇一九五〇約二升／人
代銀二貫四五五匁五分

* 銀一匁を江戸時代そば一杯五〇〇円とした時三、三〇〇円／匁

二・四五八×三三〇〇＝八一・一四〇〇〇 円

八一・一四〇〇〇円／二八一〇人＝二八六七円

以上の事から領民よりも玄米は二・六七倍支給、日当は無給に対して二八六七円、領民の内から技術のある人は多く採用したのではないだろうかと思う。

着工一月十三日 完成二月二十八日 工事日数四十六日間であ

り、工事期間中重大事故に依る犠牲者の記録口伝もない様であるので誠に幸運な工事であった。

初瀬井手まとめ

本井路 間数 八二六八間 一五、〇四八m

下(枝)井路 間数 一〇六七七間 一九、四三二m

総人数 九一三〇二人

飯米 八四二石三斗三升五合

銀 五貫二三八匁五分

四 向原新井手(補又は助水線)

四―① 日根野吉明公、明暦二年に改易となるが、初めの城番として、木付城主松平英親と日出藩主木下俊治が、勤めたが、明暦三年二月から、翌万治元年四月の間、白杵藩稲葉信通が城番を、幕命として、信通は一三〇〇余人で府内城へ入り三月には由原神社へ参

詣し「由原遊記」を書き残している。結びの一首を紹介する。

武士(もののふ)の矢たけ心の梓弓

すぐなるみちは、神や守らぬ

なお、三代藩主一通の娘が日根野吉明公の嗣子吉雄に正室として嫁いでいる。初瀬川完成にも白杵領分の土地四つの村、池ノ上 鬼ヶ瀬、柏野、北方を通過している。私は思うに吉明公は稲葉家とのつながりを強く感じていたのではないだろうか。一つ目は前述、長男吉雄の正室を稲葉家より輿入れしている。二つ目は稲葉一鉄と初代白杵藩主の貞通は日根野弘就・高吉(吉明公父)と共に斉藤織田↓豊臣↓徳川と両家共に戦国の世の中を知略と武名で守り通した。稲葉家の家紋は「折敷に三文字」であり、もともとは伊予国河野一族の越智氏であったが一鉄の祖父の時稲葉を名乗る(通貞)。一鉄は「西美濃三人衆」として竹中半兵衛と調略に成功した。三人衆の筆頭は安藤守就は、半兵衛の妻の父親である。稲葉良通、氏家卜全、三人衆は斉藤家が興る前、土岐家よりの美濃の太守に仕える家柄である。木下藤吉郎は、内応の確約を取り付け墨俣の全軍を、信長は伊勢より全軍八〇〇〇人で稲葉山城を「皆、心せよ!勝負は二度あらじ」と叫ぶや攻め立て斉藤龍興は命の無事を保証して落ち延びて行った。信長の美濃平定は成ったが、信長は藤吉郎の知恵巡りそのものが憎らしくあったが、「猿 加増は無しぞ」これより目付として藤吉郎が半兵衛を手に入れた。秀吉の出世話の一つであるが、府内城主となった竹中重利は半兵衛の従弟に当たる人物です。一鉄は頑固者の代名詞であるが秀吉よりも旧主織田家の味方をして不興

をかうが陳謝して嫡男貞通は天正一六年郡上八幡城へ転封、後に豊後国臼杵藩主となる。かつて貞通が淀川の川船の中で加藤清正、福島正則、井伊直政の四人が一緒に乗り合わせた時、井伊は徳川家臣、他の三人は秀吉家臣が歓談する中で貞通が井伊直政に加藤、福島を紹介したのである。此の時の親切を深く感謝し「もし徳川家に御用の節はお役に立とうと思ひます」と約束し、貞通は西軍から東軍へと移り、危機一髪の難局を逃れた。初瀬川開削の上で臼杵藩の鉾山技術が寄与したのであろう。臼杵藩では鉾山技術が進んでいたと思われる。石灰岩の産地であり、「土中窯」と言つて穴を掘り起炭を敷きつめて生石灰が製造できる。生石灰は水分を含むと発熱膨張する。大石を割つたり土を硬化させることが出来、消石灰は漆喰となり、防水や水漏れ防止に役立つ。

四―② 鉾山技術として貫掘りはトンネル技術であり間風(まぶ)の空気の入替えズリ出しに使つたり人の出入り口、ズリ出しは竹製の木馬(きんま)普通シユラと呼ぶ。ソリのようなもの、奥に行くときと空気が薄いのでふいごで空気を送る。ふいご管、水盛・水準測量、竹の二つ割に水を入れ線香や灯明、タイマツで高さを視準して行く。井樋とは分水口、反別に依じて大きさ高さを決める。

かくして初瀬川通水は領民の願いであり施工計画を綿密に研究し完成させていく。領主が喜んで自作の歌を詠んだのはさぞかし清水大山両氏にとつても最も誇らしい瞬間であつたでしょう。

四―③ 国井手、初瀬川(井手)が完成し府内藩の奥郷、中郷、里の郷は格段に水の流れが良くなり井手の開削に伴い新田、開墾地

も多く農作物の収量も増加して行く。大分川の左岸は傾斜地が多く水路は屈曲部が多く従つて漏水が多く旱天が続くと水不足に見舞われ、配水を嚴重に管理しても砂地に近い土質いわゆる「しょうけ田」も多く見られ、水不足が常態化していた。元禄七年藩主は松平近陣(ちかのぶ)近棟とあり、紛らわしいので別名の昭重とする。松平昭重公は大分川と右岸山王川の合流点挾間向原の渦河原を取水口として黒川の水を一部流入させて鶴田、下市、平横瀬、国分、中尾、東院中苑で(現・東院公民館付近)迄延伸する。初瀬井路の漏水を受け止め且つまた下市荒手より下市、平横瀬境の両村橋で大分川へ、台風や集中豪雨時に放流をする。中尾でくぼん谷川で流入、第二水配所の堰で、水管理を行なう。東院で初瀬井路と合流し宮苑取水口へと、僅かの水も無駄にしない様に考へている。元禄七年一月二十四日着工、二月二十八日完成。同日に疎水式を挙行している。工事期間三十二日である。

規模として延長七三町四三間、八〇三五m
隧道五一〇間 九二八m 技術が進み領民一致協力してより短期間で出来上がった。これを初瀬井路・補水線と呼び当初の国井手と大分川よりの阿南新井手と向原よりの補水線を総称して「初瀬井路」と呼ぶ様に成つた。

四―④ 松平忠昭(大給・おぎゅう松平家)

明暦四年二月豊後府内藩に二万二〇〇〇石で転封となる官位従五位下 左近将監である。大給松平家は、十八松平の一つ、三河国賀茂郡大給(愛知県豊田市)を領した所から、大給松平家と称する。

新井白石は藩幹譜では「荻生松平」と表記している。忠昭以来十代続くが、最後の藩主近説が、寺社奉行から若年寄りまで出世するが、明治元年府内藩知事と成る前年の慶応三年に改姓し大給を名乗る。大給城初代城主、松平乗元↓親清↓近正↓一生↓成重↓忠昭↓近陣（昭重）一生の娘が日根野吉明公の正室であり忠昭の叔母ににあたる。忠昭は府内藩初代藩主二代藩主近陣 官位、従五位下、対馬守・筑前守

四―⑤ 補水線の開設により、村高が伸びる

平横瀬村 一〇八石↓一五七石 四十五・三%アップ

国分村 三三八石↓四一三石 二十二・二%

東院村 四九三石↓五三〇石 七・五%

国井手開削により、一五〇年過ぎた元文三年の府内藩主松平近貞の頃、灌漑面積は約八六〇町歩であり以前より約三〇〇〇石の増収を見た。水路の開削は領主の救農土木的色彩が濃く、その作業を受け持ったのは下層農民、下人、名子と呼ばれた人達であった。石を積み畦道を築き、耕起して田を作る。それを足掛かりに水呑、小作農から自作農と地位の向上をめざして行く。

五 お初伝承ともち土手について

五―① 初瀬井路と言えば伝承に依ると中村と上市の間に、もち土手を築くに当たり黒川を渡らねばならず一番の難所であった。ここを最短距離で越して、なお且つアンダーパスで、黒川の水を流しつつ、オーバードリッジで水路をとおすことと成る。現在の土木技

術をしても難工事であろう。先ず、黒川は豊後風土記、(天平四年冷泉家時雨亭文庫蔵 十七州の内一冊)には此水之源、以下略とあり、郷土歴史研究者二宮好雄氏によれば、この川全域でしみ出ているらしく、噴出している所は黄褐色の沈殿物があり、顕著なる所は現在三ヶ所であり、挾間小学校横と、初瀬井路と交差する隧道の中と向原駅上流二km旧海老毛温泉、上流に行くほど湧出量が多いとある。

土を盛れども盛れども流されて困苦を極め、だれ言うもなく「人柱」と相成つて、哀れなるかな「お初」を人柱にしたら、あら不思議、工事が進捗したとの事、これをもって、お初から、名付けて初瀬井路と成つたと言う。これが伝承であるが文献・古文書・記録にもなく、信ぴょう性が疑われる。

五―② 記録として見えるのは「初瀬井路史」が初めてであり、「挾間町史」、大分歴史事典にも記述がある。かしの区史書いたのは井元宗氏である。昭和四十一年当時井元氏も勤務していたので、古老の話として記述したのであろう。町誌には上市老人クラブの話として記載されている。初瀬物語(曾根崎昭三氏)にはイラスト入りで、「お初人柱」がある。大分県農林水産部整備計画課発行の農業水利偉人伝井一〇 日根野吉明、「お初伝説」とある。お初の名前から、初瀬川と成つたとは言い難い。これを詳らかに検証しよう。

五―③ 城主自ら、幾久し吉明(よしあけ)られき初瀬川 流れをうけて 民も栄へん

「初瀬」とは初瀬川の水が速いので「速し」にかかる枕詞、初瀬

(長谷) 観音は日本はもとより唐土にも有名な靈驗あらたかなる
観音 源氏物語 二十二帖「玉鬘」より

初瀬川、奈良県桜井市の北東部付近から、三輪山のそばを通って奈良盆地へ流れ大和川に注ぐ。万葉集では泊瀬川(初瀬川)と書かれています。

石走りたぎち流るる泊瀬川絶ゆることなくまたも来て見む

泊瀬川流るる水脈の瀬を早みいで越す波の音清けく

みもろの神の帯ばせる泊瀬川水脈し絶えずば我れ忘れめや

泊瀬川流るる水沫の絶えばこそ我思う心遂げじと思はめ

百人一首、源俊頼朝臣 七十四番 右近衛少将、従四位上木工頭、
うかりける。

人を初瀬の山おろしよ はげしかれとは祈らぬものを (千載集)

「金よう和歌集」以下の勅撰和歌集二百一首入集、千載和歌集と最多

大納言源経信の三男

藤原定家が絶賛する。

樺木村の水口に於いて、前記の歌を詠んだ吉明公は観音像を彫らしむとあり 初瀬観音の靈驗来たらんことを願っていたのではあるう。初は発に通じ瀬は勢に通じたのであろうか。

五―④ 人柱立てばその家は祖税免除等もしくは神と崇められるであろう。昔から、世の中の倫理観から、徳目、規範ありとして「殺さず」「盗まず」「火を出さず」であり、城主の命令なく人柱はあり得ないと思われる。

初瀬川は福島県須賀川市、福島県只見町、岡山県和気町、佐賀県佐賀市、日本各地にあるがいずれも一級河川である。

五―⑤ 妙連寺の陰陽師のお告げにより「人柱」が必要との事であるが、当時キリシタン禁教令が出ており、白杵領葛城村には「キリシタン殉教公園があり」、娘の縦縞と横縞は十字架を連想させる。良く水路には牛が落ちたり人も落ちたりしたそうであり、都市伝説的ではあるが。もち土手には近づかないほうが良い。三〇〇m上流には第一水配所があり、私の母は上市の生まれであったが、昔としては割に多くの田を所有していたので「お小屋に水もらいに行っていた」と話していたのを思い出します。お小屋(水配所)には井手奉行専用の沓脱ぎ石が最近まであった。水路沿いの道、特にもち土手上下流は、もち土手に土を多量に使用したので、管理道が極端に狭かったので近づかないほうが良いから、こういう伝説が形成されていったのであろう。

五―⑥ 戦艦 初瀬

明治三十二年進水、一五〇〇〇トン全長一三四m乗員八三六名

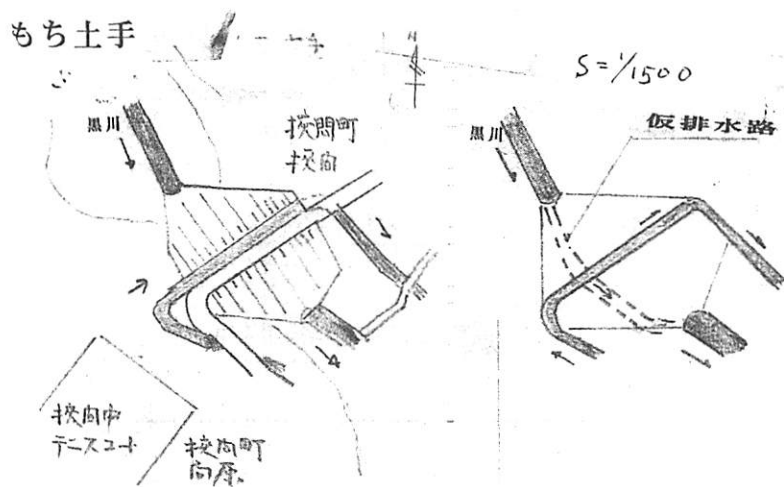
日露戦争旅順口攻撃に参加、明治三十七年二月十九日触雷して沈没 生存者三三七名昭和天皇の弟君三笠宮様は、初瀬宮が内定していたが成らなかつたのは右記理由であらうか。

五―⑦ もち土手、施工について

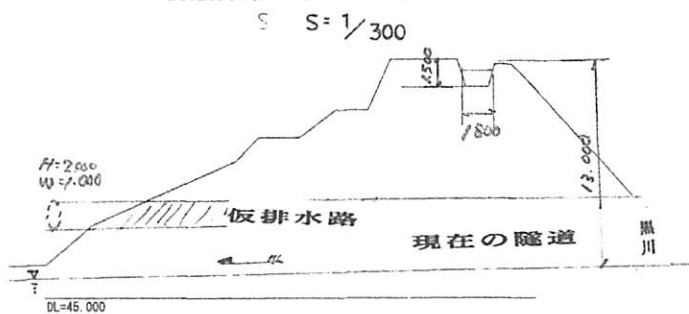
黒川を下流から見て中村側は、土質は粘板岩で形成されており、炭酸水の影響か黄褐色であり、割合に固い。

中村側の固い層に、仮排水路を造り盛り土は黒川の水位よりも上

まで、石積みを施す。柏野には玄武岩質の石が採取出来たようである。まず湧水処理を完全にする。三和土等で湧水遮断し全員で良く踏んで固め、厚さを一定にして層状に転圧し、盛り土をする。こうして強固な土手を造り、且つ隧道を大きく黒川の水を排水出来る様にすれば「人柱」はいらない。作事奉行の、清水、大山両氏も「もち土手」いわば堰止めダムに耐えうる様に考えたのであろう。魂を込めて造った構造物、もち土手は、往時のままに、水路を守り土手



初瀬井路・もち土手横断面

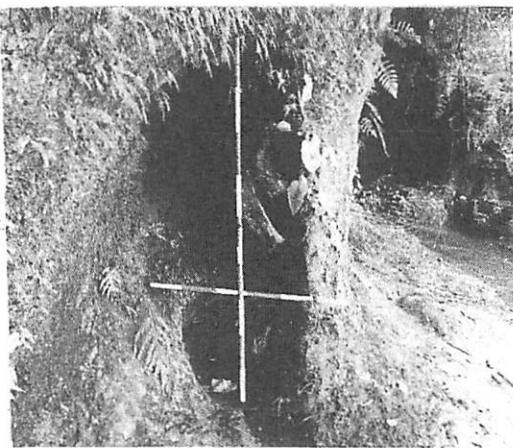


より下流の人達を守り続けている。

六 近世、現在の初瀬井路

六―① 初瀬井路が先人の努力により農業生産性の向上に、寄与したことは間違いなく賀来村に關係村民やしるを築き永くその偉蹟

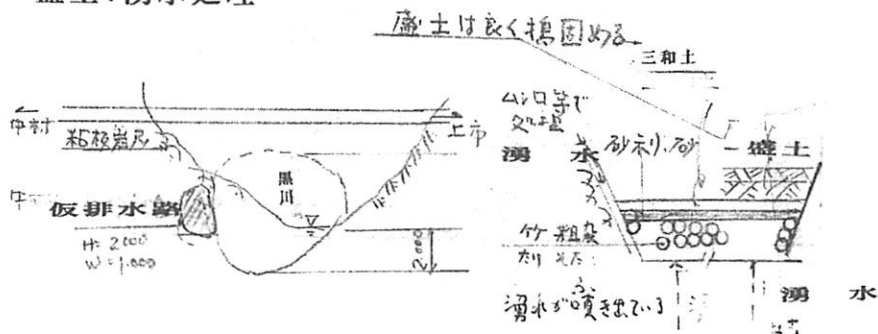
慶安3年の仮排水路



現在の隧道



盛土：湧水処理



を追崇し、年々祭祀を怠らずとある。円寿寺に於ける日根野吉明公の法要を欠かすことなく行ない、組合員一同報恩感謝の気持ちを持ち続けている。なお、大分県農林水産部農村整備課作成の「農業水利偉人伝井一〇」に「日本一農民に大切にされた殿様、日根野吉明」として、吉明公の偉業を讃えている。

六―② 明治二十三年に「初瀬井路普通水利組合設立」、初代管理者は郡長滝吉弘であり、滝廉太郎の父である。(廉太郎十一歳) 当時の水利面積九六五町八畝五分
内訳

挾間村	一三九町九反	五畝一二歩
賀来村	一九七町	三畝 五歩
由布川村	三二町五反	三畝
石城川村	九町二反	七畝 三歩
荏隈村	一五〇町八反	三畝 二歩
豊府村	一六三町七反一四畝	七歩
大分町	一五三町九反	九畝一七歩
西大分村	一一六町六反	五畝一歩

毎年の収穫高二四一二七石米
六七五石麦

六―③ 明治井路の建設

東植田村外六ヶ村水利組合 大分郡谷村底津留より大分川より流入、明治三十年一月十五日起工 同三十二年五月十四日通水当時八四二町四反六畝であったが、昭和二十四年には一一三八町歩ま

で及んだ。

六―④ 大分水力発電の起業

明治三十九年三月三十日認可 大正二年営業開始 堰堤高五十一m敷き幅七十七・四m 天端巾一・八mのロックフィルダム
六―⑤ 新井路の修理

明治三十年十月起工、同三十一年竣工 新穿隧道一五三六m修理区間二三八四m 破塘(壊れて除いた水路)一八〇〇m 水路が迂回して効率が悪いので迂回した所を隧道とした。一・二m幅を一・五m高さ一・八mにする。本流が滝のように流れて千萬田を養う様であった。

六―⑥ 県営土地改良事業(灌漑排水事業)

昭和九年九〇〇〇〇円 一木く東院

十年四八〇〇円 新井路、宮苑井路 大分市長朝吹亀三

一木荒平より生石まで二三四〇〇m
幅一・八く三・六m

二十六年く三十年

新井路取水口 黒川井堰の改修 幹線及補水線改修六四六五m 四〇五四万円

四十二年く四十九年 幹線水路七七四八m一億六〇〇〇万円

六―⑦ 灌漑面積の推移

六―⑦―①

弘安三年 五〇三・八町

天正十一年六〇〇町

天文三年八六〇町

六―⑦―②

明治二十三年 九六五町八畝五歩（一・〇〇とした時の指数）
 昭和三十年八六〇町 〇・八九
 〃 四十一年六三〇町 〇・六五
 〃 五十年四八〇町 〇・五〇
 平成二十九年二二五町 〇・二三

六―⑧

現在の用水路(第三章 用水路)
 十条 本土改良区の用水路は、
 幹線(由布市庄内町、九
 電櫟木ダム取入口より、
 大分市生石まで)と補水
 線(由布市挾間町向原よ
 り大分市東院まで)をす
 る。

下記表に依り、幹線は現取水
 口設置箇所は上流に移設し、明
 治末期に五二六間約九六〇m、
 巾六尺×高六尺の隧道を掘鑿し
 とあり、昭和二十九年、現在の
 位置に取水口を設けている。

補水線は、明治三十年の工事
 に依り、大幅に変化した事が判

位置	開渠	慶安・元禄	隧道	慶安・元禄	計	慶安・元禄計	付記	年度
幹線 櫟木ダムより東院まで	13,590		2,340		15,930	15,048	一、二、三方張コンクリート	1650
線 宮苑取入口より末流まで	11,530		1,750	-	13,280	-	隧道巻立コンクリート	1583
補水線 渦河原取入口より東院まで	4,430	7,109	2,720	928	7,150	8,035		1694

(単位はm)

る。幹線は八八二m上流へ伸びて、補水線は八八五mショートカットで工事を行ったのだろう。

七 初代管理者、滝吉弘と南一郎平

大分県に於ける農業水利事業の偉人として、広瀬井手を百二十二年かけて完成し、その後、松方正義に認められて安積、琵琶湖、那須の三大疎水に尽力した南一郎平が居るが、私は郷土、大分地区に於ける水利の偉人として、「滝吉弘」を挙げたい。ラジオ等で有名な歴史作家、加来耕三氏著の、「清貧の譜 忘れられたニッポン人 楽聖 滝廉太郎と父の時代」という小説が発刊されたのは平成五年八月でした。

この本に出逢って、読んで行く程に、滝吉弘の、人格高潔にして文武の道、特に剣術は東軍流を能くし、馬術もこなす。日出藩の武頭(ものがしら)の職にある時に、版籍奉還となり日出県大参事と成るが、後の佐賀県知事と



大分郡長 瀧 吉 弘



大分郡長 小 倉 左 文

成る旧日出藩士族石井邦猷（くにみち）の勧めにより、内務卿大久保利通公の秘書と成り、伊藤博文の知遇を得る。滝家は藩祖木下延俊公に信任を得て重用された名門であり、しばしば家老職を務めた。内務官僚として務めるも、大日本帝国憲法公布に伴い、内務卿山縣有朋より非職を命ぜられるが、当時、県郡町村制と成り、二代総理大臣黒田清隆により、大分郡長を命ぜられる。明治二十二年三月十四日、明治二十四年十一月二十七日迄の短時日ではあったが、明治二十三年に普通水利組合法が發布され、滝吉弘は大分郡長として、大分町外七村関係初瀬新井路水利組合設置願を知事西村亮吉宛に、明治二十三年十二月十五日付で提出。二十四年七月十一日認可となり、初瀬新井路水利組合管理者と成る。また二十三年十二月二十七日付で、大分郡東植田村外七村に係る水利組合創立委員を大分県知事西村亮吉より命じられ、初代管理者と成る。二十四年一月十五日に総代人選挙の義に付き稟請とあり、これは前述、清貧の譜 忘れられたニッポン人のカバー表紙にこの書類が見える。

滝吉弘は、中央官僚として国に貢献していたが、運命は廉太郎を大分の地と呼んだのであろうか。また初瀬井路、明治大分水路も、滝吉弘を迎えた事が碩田たる大分の地を黄金なす稲穂波うつ、沃野とした水利事業の紛れも無く、当地に於ける偉人であろう。

滝吉弘の尽力に依り、初瀬新井路は、大分川は庄内町櫟木より挾間、賀来、宮苑、荏隈、元町、生石を経て別府湾に注ぐ、条例、規約、反別の測量等を行っている。特に挿扶期（灌漑期）順序配水方法の取締は、私がこの稿を書くにあたり、大分県公文書館に足繁く

通って調査した資料を添付する。

明治井路、大分郡光吉村外二十三ヶ村は明治十六年十二月に内務省土木局長石井邦猷（当時）は土木技術者を派遣を許可。水量、高低、地質、深幅、本川よりの閘門等を久留米土木出張所より来たりとある。

依って、滝吉弘が東植田村外七村（当初光吉村外二十三ヶ村であったが県郡制に伴い七村となる）水利組合管理者として、大分川、挾間町谷地区底鶴（篠原橋下流）より取水。横瀬、廻栖野、木上、平野、寒田、旦野原、芳河原、滝尾、小池原、萩原、乙津、三佐を経て、大野川へ注ぐ約三十二kmの水路の根幹を決定した。その後、滝吉弘は直入郡長へ転任となり、後任の小倉左文により進化して行き約八四二町四反六畝の田を灌漑することとなった。なお、滝吉弘と南一郎平の事蹟は、別表に依る。

八 あとがき

千古斧鉞を入れずの山を掘り抜き、谷があれば放水門を兼ねて取り込み「五風十雨」の水を集めて水路と為し水を引き込み田圃を造った。先祖、先人達の苦勞を想うと共に往古の昔より水を守った人達に感謝する。

この拙文を書くにあたり協力して下さった初瀬井路土地改良区安部理事長、清水事務長、大分市教育委員会文化財課植木参事補、円寿寺秦住職に深く御礼申し上げます。

九 参考文献一覧

大友宗麟公 日根野織部正吉明公 松平忠昭公

初瀬井路水路系統図 資料一 資料二 資料三 資料四

資料五 灌漑期順序配水方法及び取締一・二

参考資料

初瀬井路史 初瀬井路土地改良区

明治大分水路史・流水百年 明治大分水路土地改良区

挾間町誌 挾間町

日根野織部正藤原吉明公について 平成元年三三三回忌記念版

著者 西澤源治

二豊小藩物語 上巻 大分合同新聞社刊 著者 狭間 久

初瀬井路物語り 著者 曾根崎昭三

清貧の譜 著者 加来耕三

滝 廉太郎 著者 小長久子

宇佐学マンガシリーズ 南一郎平 府内藩に於ける灌漑用水の開発

秦 政博

初瀬井路資料 平野秀雄

初瀬井路水利 明治二十三年〜大正六年その一 (大分県公文書館)

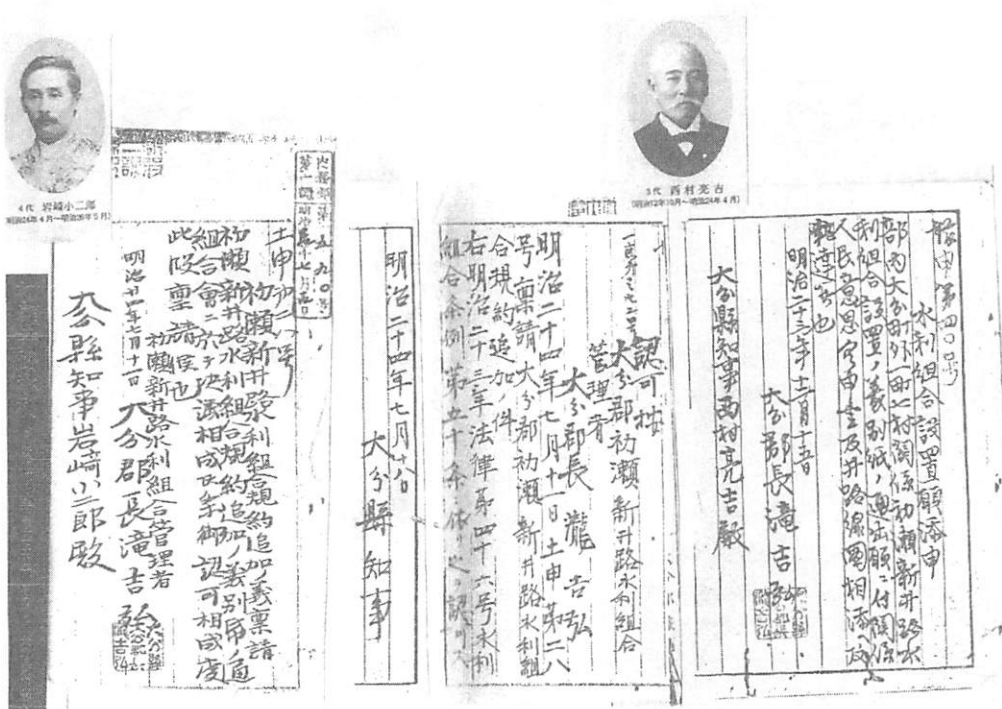
明治大分水路組合 明治二十三年〜明治四十三年その一

(大分県公文書館)

意味の説明

長宝水 (蛇口井手・庄内町蛇口)

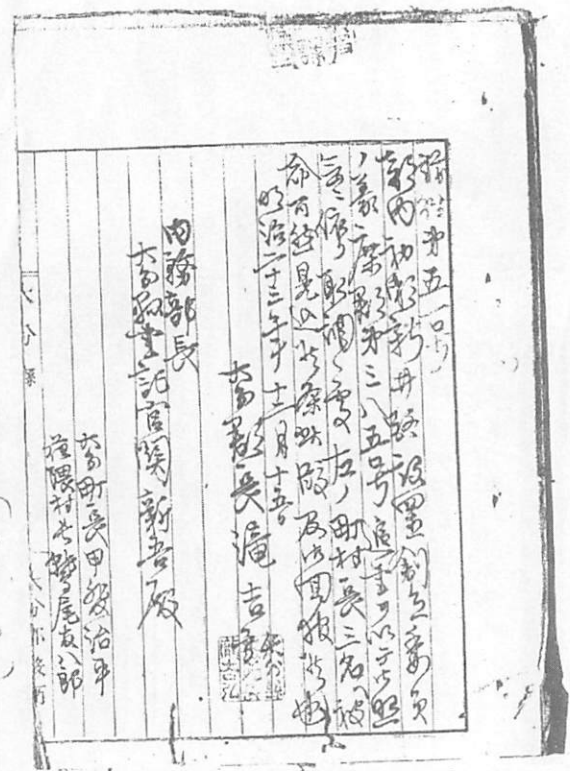
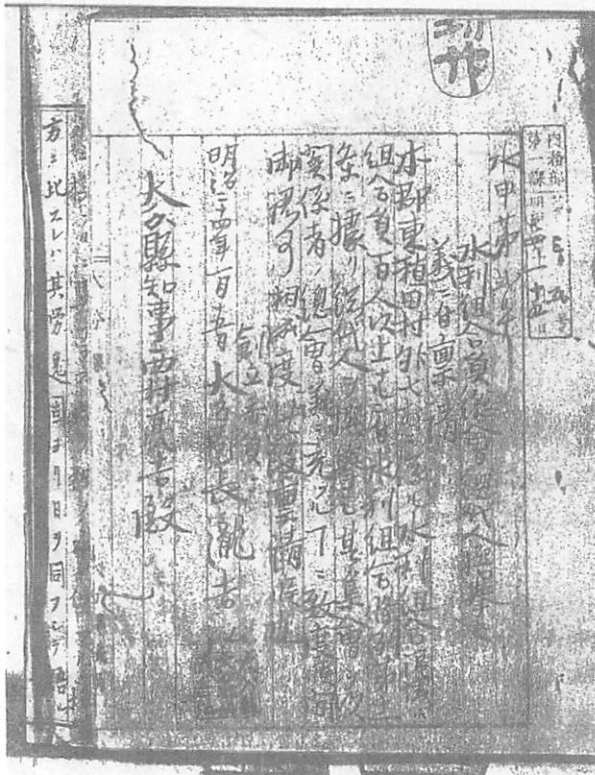
永宝水 (柿原井手・庄内町柿原)



「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

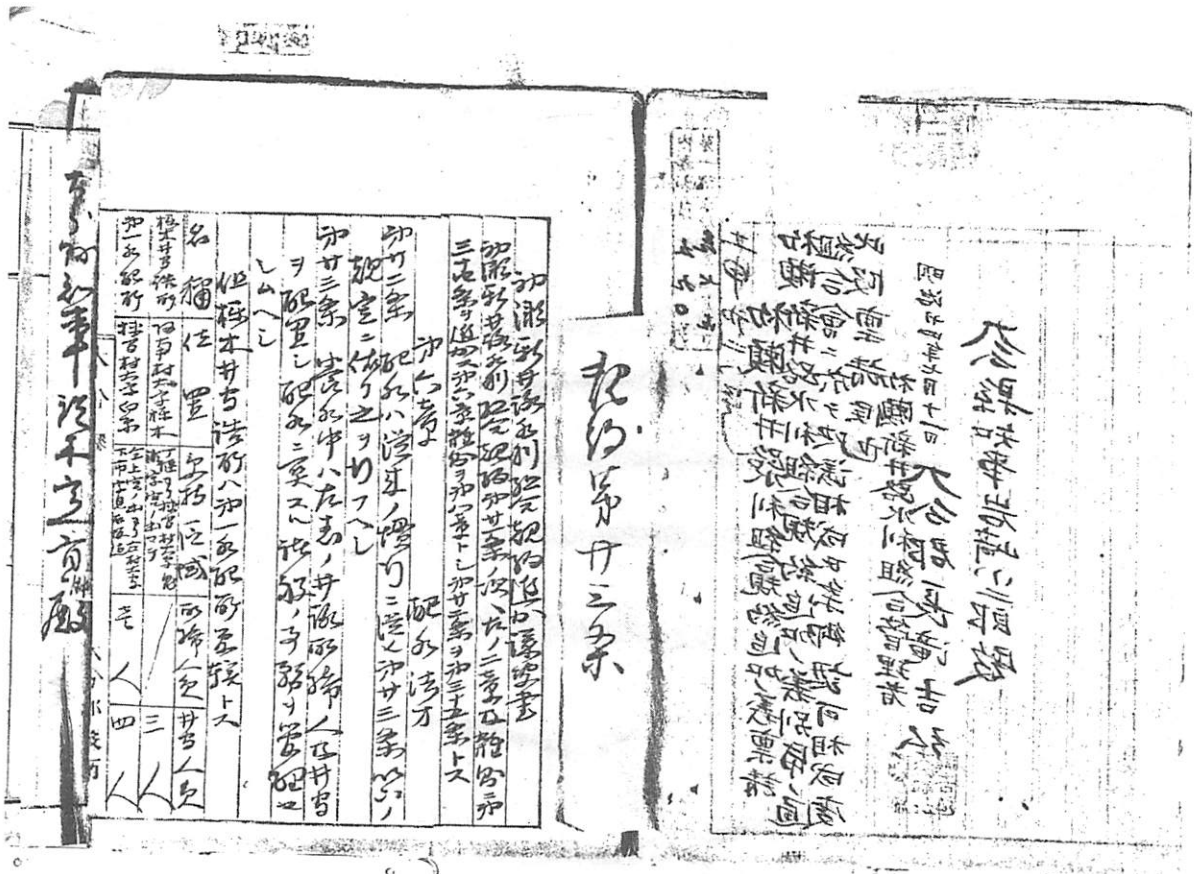
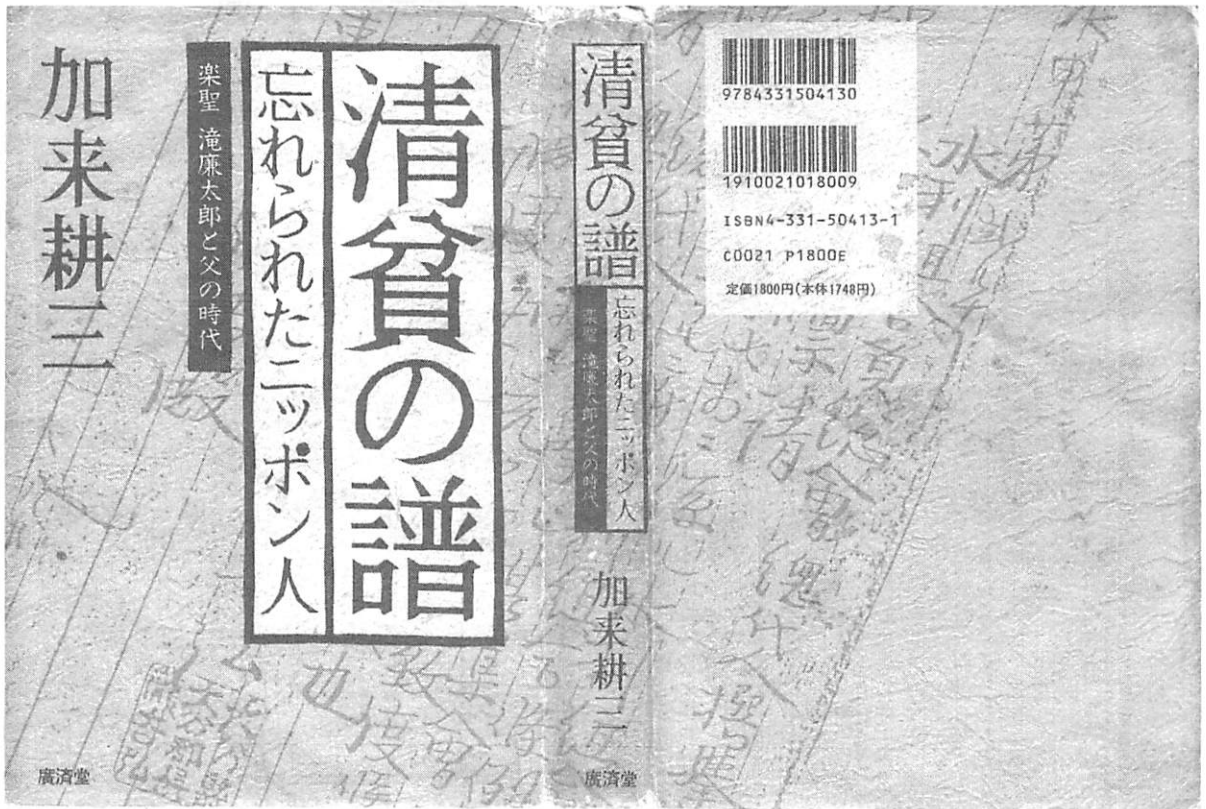


「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)



右：「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

左：「明治大分水路普水組合 自明治二十三年 至明治四十一年 その1」より (大分県公文書館所蔵)



「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

第廿四章

和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所
和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所
和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所
和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所
和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所	和二三配所

「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

和廿七条	和廿八条	和廿九条	和三十条	和卅一条	和卅二条	和卅三条	和卅四条	和卅五条	和卅六条	和卅七条	和卅八条	和卅九条	和四十条	和四十一条	和四十二条	和四十三条	和四十四条	和四十五条
和廿七条	和廿八条	和廿九条	和三十条	和卅一条	和卅二条	和卅三条	和卅四条	和卅五条	和卅六条	和卅七条	和卅八条	和卅九条	和四十条	和四十一条	和四十二条	和四十三条	和四十四条	和四十五条
和廿七条	和廿八条	和廿九条	和三十条	和卅一条	和卅二条	和卅三条	和卅四条	和卅五条	和卅六条	和卅七条	和卅八条	和卅九条	和四十条	和四十一条	和四十二条	和四十三条	和四十四条	和四十五条
和廿七条	和廿八条	和廿九条	和三十条	和卅一条	和卅二条	和卅三条	和卅四条	和卅五条	和卅六条	和卅七条	和卅八条	和卅九条	和四十条	和四十一条	和四十二条	和四十三条	和四十四条	和四十五条

「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

三

水利組合管理者年令
 第一課長
 第二課長
 第三課長
 第四課長
 第五課長
 第六課長
 第七課長
 第八課長
 第九課長
 第十課長
 第十一課長
 第十二課長
 第十三課長
 第十四課長
 第十五課長
 第十六課長
 第十七課長
 第十八課長
 第十九課長
 第二十課長
 第二十一課長
 第二十二課長
 第二十三課長
 第二十四課長
 第二十五課長
 第二十六課長
 第二十七課長
 第二十八課長
 第二十九課長
 第三十課長
 第三十一課長
 第三十二課長
 第三十三課長
 第三十四課長
 第三十五課長
 第三十六課長
 第三十七課長
 第三十八課長
 第三十九課長
 第四十課長
 第四十一課長
 第四十二課長
 第四十三課長
 第四十四課長
 第四十五課長
 第四十六課長
 第四十七課長
 第四十八課長
 第四十九課長
 第五十課長
 第五十一課長
 第五十二課長
 第五十三課長
 第五十四課長
 第五十五課長
 第五十六課長
 第五十七課長
 第五十八課長
 第五十九課長
 第六十課長
 第六十一課長
 第六十二課長
 第六十三課長
 第六十四課長
 第六十五課長
 第六十六課長
 第六十七課長
 第六十八課長
 第六十九課長
 第七十課長
 第七十一課長
 第七十二課長
 第七十三課長
 第七十四課長
 第七十五課長
 第七十六課長
 第七十七課長
 第七十八課長
 第七十九課長
 第八十課長
 第八十一課長
 第八十二課長
 第八十三課長
 第八十四課長
 第八十五課長
 第八十六課長
 第八十七課長
 第八十八課長
 第八十九課長
 第九十課長
 第九十一課長
 第九十二課長
 第九十三課長
 第九十四課長
 第九十五課長
 第九十六課長
 第九十七課長
 第九十八課長
 第九十九課長
 第一百課長

初瀬井路水利組合
 第一課長
 第二課長
 第三課長
 第四課長
 第五課長
 第六課長
 第七課長
 第八課長
 第九課長
 第十課長
 第十一課長
 第十二課長
 第十三課長
 第十四課長
 第十五課長
 第十六課長
 第十七課長
 第十八課長
 第十九課長
 第二十課長
 第二十一課長
 第二十二課長
 第二十三課長
 第二十四課長
 第二十五課長
 第二十六課長
 第二十七課長
 第二十八課長
 第二十九課長
 第三十課長
 第三十一課長
 第三十二課長
 第三十三課長
 第三十四課長
 第三十五課長
 第三十六課長
 第三十七課長
 第三十八課長
 第三十九課長
 第四十課長
 第四十一課長
 第四十二課長
 第四十三課長
 第四十四課長
 第四十五課長
 第四十六課長
 第四十七課長
 第四十八課長
 第四十九課長
 第五十課長
 第五十一課長
 第五十二課長
 第五十三課長
 第五十四課長
 第五十五課長
 第五十六課長
 第五十七課長
 第五十八課長
 第五十九課長
 第六十課長
 第六十一課長
 第六十二課長
 第六十三課長
 第六十四課長
 第六十五課長
 第六十六課長
 第六十七課長
 第六十八課長
 第六十九課長
 第七十課長
 第七十一課長
 第七十二課長
 第七十三課長
 第七十四課長
 第七十五課長
 第七十六課長
 第七十七課長
 第七十八課長
 第七十九課長
 第八十課長
 第八十一課長
 第八十二課長
 第八十三課長
 第八十四課長
 第八十五課長
 第八十六課長
 第八十七課長
 第八十八課長
 第八十九課長
 第九十課長
 第九十一課長
 第九十二課長
 第九十三課長
 第九十四課長
 第九十五課長
 第九十六課長
 第九十七課長
 第九十八課長
 第九十九課長
 第一百課長

「初瀬井路水利 自明治二十三年 至大正六年 その1」より (大分県公文書館所蔵)

灌漑期順序配水方法及び取締

第一水配所	第二水配所	第三水配所	水配所名
狹間村大字北方 下市 上市 柏野 兎ヶ瀬 鶴田 中村 向原	由布川村東院 板河原井樋 賀来村園分紺屋井樋 大井樋 大字平横瀬 園分芝原井樋 森ノ木	大分市字元町 大字古国府 永興 奥田、豊曉 荏隈	配水地名
午前第十時 午後零時三十分 午後第一時 午後第二時 午後第三時	午後零時二十分 午後零時三十分 午後第二時 午後第三時 午後零時三十五分 午後第四時 午後第三時	午後第一時三十分 午後第二時 第二時三十分 第三時 第三時三十分	配水時刻
午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時	午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時	午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時 午後第六時	止場期限
初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路	初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路	初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路 初瀬井路	附記

灌漑期順序配水方法及び取締

石城川村大字官苑 賀来村大字賀来 " 高井樋 大分市大字畑中 大分市大字 古国府底井樋 大分市大字荏隈高給 賀来村ノ内才賀 大分市大字羽屋 大分市城ヶ崎 大分市大字上野高田 大分市大字三芳 大分市府内、笠和、建 井出、金池、顕徳寺、 大分市大字上野、大字 勢家、駄ノ原、同生石 同三芳 大分市大字羽屋同奥田 ノ内田中 大分市府内、笠和、建 井出、金池、顕徳寺、 大分市大字上野、勢家 駄ノ原、生石、三芳	午後 第三 三時 三時三十分 八寸ノ内方二寸定水 定水 横二寸 豎二寸 定水 定水 横五守 豎七守 井樋定水 方四寸定水 但シ甲日高田ニ配水ス ル当日ハ午前五時ヨリ 正午マデ此ノ樋管ヲ閉 鎖スル 方四守定水(じょうすん) 甲 日 同 乙日終日突分(つゝかけ) 丙日終日 丁日終日突分	" " " " 内八寸同 止場午後六時 " " " " 午前十時三十 分マデ 同十時ヨリ十 一時三十分迄 余水ハ大分市宇治九升 新田、建井出、笠和、 金池、顕徳寺ニ分水ス ル 余水ハ大分市宇住吉、 新田大字勢家、駄ノ原 生石ニ分ツ
--	--	---

大分郡長 滝吉弘と広瀬井手 南一郎平の事蹟

年号	元 号	滝 吉弘(自筆の履歴書より) 天保13年2月16日生まれ	年齢	南一郎平 略年譜 天保7年5月25日生まれ	年齢
1836年	天保07年 05月25日			宇佐市金屋 庄屋 父 宗保 長男にて末子。出生	
1843年	天保13年 02月16日	大分県日出藩初祖より上級武士 度々家老職を勤める。 出生		井手切手不信用につき 入牢 2度目 借金2万両	34歳
1870年	明治03年 03月25日	任日出藩権大参事	28歳		
	明治03年 11月18日			広瀬井手完成 122年を要する	37歳
1874年	明治05年 08月03日	9等出仕申付候事 大蔵省			
1874年	明治07年 02月10日	大久保内務卿に随行出張申付 候事 内務省	32歳		
1875年	明治08年			松方正義(内務省・勸農局長) の招きで、農業課臨時雇 員となる。	39歳
1875年	明治08年 05月03日	補内務省8等出仕 内務大丞 正5位 前島密奉 内務省	33歳		
1877年	明治10年 04月12日	任内務1等属 内務大書記官 従5位松田道之奉 同	35歳		
1877年	明治10年			福島県 猪苗代湖(安積)疎 水の調査に着手 5等属	41歳
1878年	明治11年 07月・10月	伊藤内務卿 日光・福島県下 出張に付随行 同	36歳		
1881年	明治14年 11月	任内務権少書記 太政大臣 従1位勲1等 三条実美宣 同	39歳		
1881年	明治14年 12月20日	叙正7位 任神奈川県権少書 記	39歳	京都府知事北垣国道が、安積 疎水視察、琵琶湖水利目論見 書提出	45歳
1882年	明治15年 11月04日	任神奈川県少書記 太政大臣 従1位大勲位三条実美宣 同	40歳		
1883年	明治16年			安積疎水完工・那須野ヶ原水 路開削の為に測量実施	47歳
1884年	明治17年 06月30日			疎水掛長 内務省権少書記 正7位に任ぜられる。	48歳
1885年	明治18年 06月09日	ハワイ国皇帝よりゼクロウン =ハワイ勲章を受領	43歳	内務省土木局第1部長に任ぜ られる。	49歳
1886年	明治19年 11月24日	叙従6位 富山県会計第2部 長 伊藤博文宣 内閣・富山 県	44歳	退官 鉄道局長・井上勝に請 われ「現業社」創設 鉄道工 事従事	50歳
1888年	明治22年 03月14日	非職を命ず (内務卿 山県 有朋)	46歳	藍綬褒章褒章を受章	52歳
1890年	明治22年 04月05日	任大分県大分郡長 内閣総理 大臣 勲1等伯爵黒田清隆宣	47歳		
1891年	明治23年 06月	普通水利組合条例が発布され る。	48歳	琵琶湖第1疎水鴨川迄完成	54歳

1891年	明治23年 07月	初瀬新井路普通水利組合発足			
1892年	明治23年 12月15日	初瀬新井路普通水利組合大分郡大分町外7村設置願 初瀬井路図			
1892年	明治23年 12月27日	大分郡東植田村外7村に係る設置に付創立委員を命ず 大分県知事			
1893年	明治24年 06月27日	叙勲勲6等賜瑞宝章	49歳	広瀬井堰普通水利組合設立	57歳
1893年	明治24年 07月11日	挿扶期(灌漑期)配水方法を決定する			
1893年	明治24年 11月27日	任直入郡長 内務大臣勲2等子爵・品川弥二郎宣			
1895年	明治25年 01月14日	勅令第96号により高等官7等			
1896年	明治28年 12月13日	叙高等官6等 内閣総理大臣勲1等伯爵伊藤博文宣	51歳		
1891年	明治28年 11月16日	依願免本官 内閣			
1892年	明治28年 12月10日	特旨を以って位1級被進	53歳		
	同年 同月 同日	叙正6位 宮内大臣伯爵土方久元宣	同		
1899年	明治32年 12月18日			南一郎平「南尚(ひさし)」と改名	63歳
1900年	明治33年 08月01日			広瀬井手(第2回記念式典)松方正義伯爵より祝辞が届く	64歳
1919年	大正08年 05月15日			没(東京府北多摩郡武蔵村513番地)	83歳
1923年	大正12年 06月15日			宇佐神宮で南尚(一郎平)の銅像除幕式	
1953年	昭和28年 09月03日			宇佐神宮で南翁頌徳記念碑建立 中津市高森に「南尚神社」を建立	

※ 日出藩にて、オランダ流操練を行う。碩学帆足万里の塾頭が父吉惇(よしあつ)であり、蘭語をこなし、和算に依る算術、代数、平面、球面三角法、対数等を明治初期に人知れず克服した秀才であった。

※ 広瀬井手の測量分見方は挾間町高崎の佐藤弥治右衛門(万里)です。高崎の惟福寺に顕彰碑あり。